

# 国際金融都市構想 2020年度までに外資40社を誘致へ

## フィンテック企業誘致へ

- ▶ 『国際金融都市構想』が正式に発表され、11月を目処に『東京版金融ビッグバン』として公表される。
- ▶ 資産運用業やフィンテック関連の外資を年平均で10社誘致していく見込み。
- ▶ 小池都知事は、今後激化する都市間競争を勝ち抜く成長戦略の柱として金融産業を育てたい考え。

東京都の『国際金融都市構想』の骨子が6月9日に正式に発表されました(図表1)。日本は海外に比べて金融業の存在感が低いため、同構想を成長戦略の起爆剤にする思惑があるようです。11月を目処に最終的に決定し『東京版金融ビッグバン』として公表する見込みです。

アジアの“金融ハブ”をめざす総合改革『東京版金融ビッグバン』の具体策として、法人2税(法人事業税、法人住民税)の引き下げや特区による優遇税制の活用が明記されています。金融とIT(情報技術)を融合したフィンテックや資産運用業の集積・育成を重視し、また、外資系金融機関の参入障壁となっている日本独特の商慣行の見直しや税制・規制改革により、2020年度までに外資40社を誘致する目標が掲げられています。

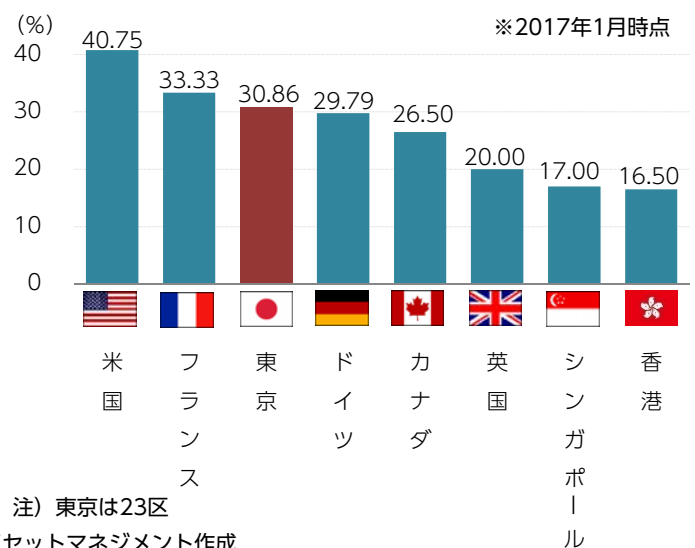
これまで、都内への外資系資産運用会社の進出数は、最も多いリーマン・ショック前でも年10社に満たなかったことから、今後は海外の金融系企業にとってビジネス面、生活面で魅力的な環境を整備することで、資産運用業やフィンテック関連の外資を年平均で10社誘致していきます。独自のノウハウを持つ外資参入で東京市場の魅力度を高め、競争を促進します。ビジネス環境を整備するための法人2税の軽減を検討するほか、国税の法人税の引き下げを国に働きかけ、法人所得を20%控除する特区税制の金融分野への適用も視野に入れるようです。東京23区内の企業の税負担の重さを示す法人実効税率は、現在30%超となっています。アジアのライバル都市である香港やシンガポールの10%台に比べて高いため、見直しを進めて英国並みの水準としたい考えがあるようです(図表2)。

東京都は2020年に五輪の開催を控え、人口流入や外国人旅行者の増加が見込まれています。しかし、五輪後には人口減少や急速な高齢化による活力の低下が懸念されており、小池都知事はシンガポールなどと激化する都市間競争を勝ち抜く成長戦略の柱として金融産業を育てたい考えのようです。

図表1：国際金融都市構想の主な施策

ビジネス環境整備
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 税負担軽減(法人2税引き下げ、特区優遇税適用など)</li> <li>◆ 特区活用による職住近接化プロジェクトなどの推進</li> <li>◆ 高度金融人材向け家事使用人帯同の要件緩和</li> </ul>
事業者育成、情報発信
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 創業支援事業参加者の在留資格緩和</li> <li>◆ 官民一体のプロモーション組織創設</li> <li>◆ 東京金融賞【仮称】(表彰制度)の創設</li> <li>◆ 独立系資産運用業社の誘致</li> </ul>
社会的課題解決
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 顧客本位の業務運営の徹底</li> <li>◆ グリーンファイナンス(環境金融)の促進</li> </ul>

図表2：東京都の法人実効税率は他国に比べ高い



出所) 図表1は各種報道等、図表2は財務省等のデータをもとにニッセイアセットマネジメント作成

●当資料は、市場環境に関する情報の提供を目的として、ニッセイアセットマネジメントが作成したものであり、特定の有価証券等の勧誘を目的とするものではありません。実際の投資等に係る最終的な決定はご自身で判断してください。●当資料は、信頼できると考えられる情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確性、完全性を保証するものではありません。●当資料のグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の投資収益を示唆あるいは保証するものではありません。また税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。●当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。●投資する有価証券の価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。●手数料や報酬等の種類ごとの金額及びその合計額については、具体的な商品をお勧めするものではないので、表示することができません。●当資料のいかなる内容も将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。

商号等：ニッセイアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第369号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会